

独立行政法人日本学生支援機構  
平成16年規程第25号  
廃止 平成22年規程第3号

留学生宿舎建設奨励事業実施規程を次のように定める。

平成16年4月1日

独立行政法人日本学生支援機構  
理事長 北原保雄

## 留学生宿舎建設奨励事業実施規程

### (目的)

第1条 この事業は、留学生のための宿舎の確保が緊要であることに鑑み、留学生宿舎の建設・改修・取得（以下「建設等」という。）を行う団体等（以下「奨励事業者」という。）に対し、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が建設等に必要経費の一部を留学生宿舎建設奨励金（以下「建設奨励金」という。）として補助することにより、低廉な家賃で良質な宿舎の建設等を奨励し、留学生宿舎の確保を促進することを目的とする。

### (奨励事業者の定義)

第2条 この規程において「奨励事業者」とは、次の各号に定める者をいう。

- (1) 地方公共団体
- (2) 国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）
- (3) 独立行政法人国立高等専門学校機構
- (4) 公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）
- (5) 学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）
- (6) 準学校法人（私立学校法第64条第2項に規定する法人をいう。以下同じ。）
- (7) 一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）により設立されたもの、並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第40条により存続するものをいう。）
- (8) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定により選定された民間事業者のうち、資金を調達のうち、施設を建設し、一定期間施設を運用することにより得られる収入により整備費用を回収し、その後国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条に規定する独立行政法人をいう。）、国立大

学法人又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条に規定する地方独立行政法人をいう。）に施設を譲渡する者

（事業の内容等）

第3条 機構は、奨励事業者が実施する留学生宿舍建設等事業のうち別に定める基準の事業（以下「奨励事業」という。）についてその実施に要する費用の一部を予算の範囲内で建設奨励金として交付する。

2 建設奨励金の交付の対象として機構が認める経費（以下「奨励対象経費」という。）は、原則として、留学生専用居室部分及び共用部分の建設等に要する経費とする。ただし、奨励事業者が留学生宿舍の建設等を行う周辺地域における留学生宿舍の状況、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、公立大学法人、学校法人及び準学校法人における留学生の受入れ状況等留学生宿舍確保の緊急度及び留学生宿舍の構成等を勘案し、理事長が特に必要と認めたときは、奨励対象経費にその他の経費を加えることができる。

3 前2項の建設等に要する経費には、設計・監理費を含むものとする。

4 建設奨励金の額は、奨励対象経費の3分の1以内の定額とする。

5 奨励事業は、建設奨励金の交付の決定を受けた年度の3月31日までに完了するものとする。ただし、奨励事業が複数会計年度（会計年度とは国の会計年度をいう。以下同じ。）にわたるときは、最終会計年度の末日までとする。

（交付申請手続）

第4条 建設奨励金の交付を受けようとする奨励事業者は、別に定める申請書類を取りまとめ、理事長に建設奨励金の交付を申請するものとする。

（交付決定の通知）

第5条 理事長は、前条の交付申請があった場合、これを審査し、建設奨励金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をするとともに、奨励事業者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第6条 奨励事業者は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより、建設奨励金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

（奨励事業の遂行）

第7条 奨励事業者は、奨励事業を遂行するため契約を締結し支払いを行うときは、地方公共団体にあつては法令の定めに従い、その他の奨励事業者にあつては国の契約及び支払いに関する諸規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果を上げるように、経費の効率的使用に努めなければならない。

（計画変更の承認）

第8条 奨励事業者は、奨励事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、別に定める関係書類により理事長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に定める軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 同一敷地内において施設の建設等の場所を変更するとき。
  - (2) 工事の実施方式（請負又は直営）の別を変更するとき。
  - (3) 施設の設計変更（構造変更は除く。）において、建物延べ面積の20%以内の変更（縮小は除く。）をするとき。
  - (4) 奨励対象経費の増又は10%以内の減をするとき。
  - (5) 建設奨励金の交付決定を受けた年度（奨励事業が複数会計年度にわたるときは、最終年次の会計年度）内における工事期間を変更するとき。
- 2 理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は、条件を付すことがある。

（奨励事業の中止又は廃止）

第9条 奨励事業者は、奨励事業を中止又は廃止（以下「中止等」という。）しようとするときは、別に定める関係書類により理事長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、奨励事業者から中止等承認の申請があったときは、これを審査のうえ承認し、奨励事業者に通知するものとする。

3 奨励事業者は、前項の承認を受けた場合において、当該中止等に係る部分に関し、所定の期日以内に、すでに交付されている建設奨励金の全部又は一部を機構に返還しなければならない。

（状況報告）

第10条 奨励事業者は、奨励事業の遂行及び支出状況について機構から要求があったときは、別に定める関係書類により、速やかに当該実施状況について理事長に報告しなければならない。

（実績報告）

第11条 奨励事業者は、奨励事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 30 日以内又は同一会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、別に定める関係書類により、奨励事業の実績について理事長に報告しなければならない。ただし複数会計年度にわたる奨励事業において完了した年度以外の会計年度については、各会計年度の 3 月 31 日までに報告しなければならない。

（建設奨励金の額の確定）

第12条 理事長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて実地調査等を行い、その奨励事業の実績が建設奨励金の交付決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その内容。以下同じ。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき建設奨励金の額を確定し、奨励事業者に交付する。

2 複数会計年度にわたる奨励事業については、交付決定を受けた会計年度の 3 月 31 日までに提出された報告書等の書類審査及び必要に応じて実地調査等を行い、建設奨励金の交付決定の内容に適合すると認められたときは、交付決定時の建設奨励金の額を奨励事業者に交付する。

3 交付すべき建設奨励金の額の確定及び奨励事業者への通知は、奨励事業が完了し

たときの前条の報告を受けたときに、報告書等の書類審査及び必要に応じて実地調査等を行い、その奨励事業の実績が建設奨励金の交付決定の内容に適合すると認められたときに行うものとする。

- 4 理事長は、奨励事業者に交付すべき建設奨励金の額を確定した場合において、既にその額を超える建設奨励金が交付されているときは、期限を付してその超える部分の建設奨励金の返還を命ずる。

(交付決定の取消し等)

第13条 理事長は、奨励事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、建設奨励金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この規程又はこの規程に基づく理事長の決定若しくは指示に違反したとき。
- (2) 建設奨励金を奨励事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 奨励事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
- (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、奨励事業の全部又は一部を継続して実施する必要がなくなったとき。

- 2 理事長は、奨励事業者が前項の取消し又は変更を行った場合において、すでに当該取消し又は変更に関わる部分について建設奨励金が交付されているときは、期限を付して、すでに交付されている建設奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(財産の管理等)

第14条 奨励事業者は、奨励事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、建設奨励金の交付の目的に従って使用し、その効果的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第15条 奨励事業者は、平成14年文部科学省告示第53号（補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）に定める期間内は、理事長の承認を受けずに、取得財産を建設奨励金の交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸与又は担保に供してはならない。

- 2 理事長は、奨励事業者が、理事長の承認を受けて取得財産を処分したことにより収入があったときは、交付した建設奨励金の全部又は一部に相当する額を、特段の事情がない限り機構に納付させるものとする。

(建設奨励金の経理)

第16条 奨励事業者は、奨励事業についての収支簿を備え、他と区分して奨励事業の収入額及び支出額を記載し、建設奨励金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 奨励事業者は、奨励事業についての支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに、奨励事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(建設奨励事業であることの表示)

第17条 奨励事業者は、別に定める方法によりその奨励事業が建設奨励金の交付を受けたものであることを表示しなければならない。

(事務処理)

第18条 この事業に係る事務は、政策企画部支部総括課において処理する。

(実地調査)

第19条 理事長は、必要があると認めた場合、奨励事業の実施状況の調査等のために、機構の職員を派遣することができる。

(入居状況報告)

第20条 奨励事業者は、第15条第1項に基づき財産処分の制限を受けている期間、別に定める方法により当該留学生宿舎の入居状況を理事長に報告しなければならない。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第39号)

この規程は、平成16年8月2日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第27号) 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第2項、第4項、第6項、第8項、第9項、第11項、第14項及び第15項の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第4号)

(施行期日)

この規程は、平成21年3月6日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第16号) 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第42号)

この規程は、平成21年10月9日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第3号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前に留学生宿舎建設奨励事業実施規程(以下「旧規程」という。)第5条の規定に基づき建設奨励金の交付の決定を受けた奨励事業者については、旧規程は、この規程の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧規程第18条中「政策企画部支部総括課」とあるのは「留学生事業部交流・宿舎

事業課」とする。